

# 登記・供託オンライン申請システム

## 供託かんたん申請

立候補者がオンラインで  
供託の供託申請をする場合

### -目次-

・ かんたん申請って??	P1~
・ 申請者情報を登録する(初めて利用する場合)	P3~
・ 供託を申請する(初回の場合)	P5~
・ 電子納付の方法	P12
・ 供託申請を補正する	P13
・ 供託申請を取り下げる	P14~
・ 申請に困ったら...	P17

## 供託かんたん申請って??

初めての方でも簡単にご利用いただけるオンラインによる供託申請の方法です。ソフトのダウンロードや環境設定が不要であり、Webブラウザのみで行うことができます。

ただし、電子署名や添付ファイルを付すことができないため、供託物の払渡請求の申請等、お客様の手続になじまない場合がございます。その場合には、[申請用総合ソフト（法務省のHPより無料でダウンロードができます。）](#)をご利用ください。

## 平日の8時30分～21時まで申請できます。

登記・供託オンライン申請システムの利用時間は、月曜日から金曜日までの8時30分から21時まで（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。）です。

法務局の平日の窓口業務終了以降の時間帯についても、ご利用いただくことが可能ですが、申請書情報が17時15分以降に同システムに到達した場合には、供託所での受付日は翌業務日となりますので、ご注意ください。

## 供託金の納付方法は??

供託金の納付方法は、電子納付となります。電子納付は、ペイジー（「Pay-easy」）対応のインターネットバンキングまたはATMを使用して行います。

なお、納付の期日については、納付情報が発行された日（申請内容に不備のないことが法務局で確認された日）から7日以内に行う必要があります。

## 申請で取得できるのは書面の正本です

供託をした際には、書面の供託書正本が発行されます。かんたん申請では、この正本のみが発行されます。電子正本をご希望の場合は、申請用総合ソフトをご利用ください。

なお、書面正本の送付を請求される場合は、供託所宛てに、供託者の住所・氏名を記入し、郵便切手を貼付した返信用封筒を送付してください。

**添付書類等は送付または窓口を持参してください。**

供託かんたん申請による申請で、添付書面（委任状、資格証明書等）がある場合には、申請書様式の「送付する添付書面あり」欄にチェックした上で、申請書情報が供託所に到達した日から3日以内に供託所に送付又は持参してください。

**かんたん申請を使って払渡請求を行うことはできません。**

供託物の払渡請求は、電子署名を付すことが必要なため、かんたん申請で行うことはできません。申請用総合ソフトをご利用ください。

なお、申請用総合ソフトを使って、会社・法人が供託申請をする場合、商業登記に基づく電子認証制度の電子証明書を送信すれば、印鑑証明書及び資格証明書を省略することができます。

# 1 申請者情報を登録する（初めて利用する場合）

「供託かんたん申請」を初めて利用する際には、「登記・供託オンラインシステム」ホームページにおいて、申請書情報の登録が必要となります。  
※既に登録済みの方は不要です。



「登記・供託オンラインシステム」のトップページ(URL:<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>)へアクセスし、「申請者情報登録」をクリックします。

## 利用規約

使用許諾情報

ご使用の前に必ずお読みください。

登記・供託オンライン申請システム（以下「本システム」という。）を使用して、オンラインによる申請・請求を行うためには、以下の使用許諾書の全ての条項に同意する必要があります。本システムを利用された方は、本使用許諾書の各条項に同意したものとみなされます。本使用許諾書をご確認し、ご理解した上で本システムを使用してください。

### 使用許諾書

#### 第1条（目的）

本使用許諾書は、法務省と登記・供託オンライン申請システム（以下「本システム」という。）の使用者との間の本システムに関する使用許諾事項について、必要な事項を定めることと目的を定めます。

#### 第2条（定義）

本使用許諾書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- 一 「本システム」とは、法務省の所有する不動産登記、商業・法人登記、自動車登記、債権譲渡登記、債権担保登記、供託、成年後見登記及び電子公証の申請等の手続をオンラインにより処理を行うシステムをいいます。
- 二 「自己申請書」とは、次に掲げる不動産登記、商業・法人登記、自動車登記、債権譲渡登記、債権担保登記、供託、成年後見登記及び電子公証に関する手続を行うことをいいます。
  - ア 不動産登記法（平成16年法律第123号）に規定する電子情報処理機構を使用する方法による登記の申請
  - イ 不動産登記規則（平成17年法務省令第18号、以下「不動産登記規則」という。）に規定する電子情報処理機構を使用する方法による不動産登記法第23条第4項に規定する申請
  - ウ 不動産登記規則に規定する電子情報処理機構を使用する方法による登記簿関係情報に関する記録の請求

#### 第13条（準拠法及び管轄）

- 1 本使用許諾には、日本法が適用されるものとします。
- 2 本使用許諾に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

#### 第14条（協議）

本使用許諾に定めのない事項その他使用許諾の条項に関し疑義を生じたときは、法務省とシステム使用者が協議の上、内書に解決を図るものとします。

#### 附則

本使用許諾は、平成23年1月7日から、施行します。

（改正）

- 平成23年4月1日改正
- 平成23年8月15日改正
- 平成23年12月9日改正
- 平成25年3月29日改正
- 平成28年3月22日改正
- 平成29年2月23日改正

[このページのトップに戻る](#)

同意する

同意しない

利用規約をご確認の上、画面下の「同意する」をクリックします。

▼登録する申請者情報を入力してください。  
※1年間ご利用（ログイン）のない申請者IDは無効となります。

申請者ID【必須】	<input type="text"/>	<半角英数字11文字以内（大文字小文字区別）>
パスワード【必須】	<input type="password"/> <input type="password"/>	<8文字以上20文字以内、半角英数字及び記号混在必須（大文字小文字区別）> ▼確認のため、もう一度コピーせず直接入力してください。 <8文字以上20文字以内、半角英数字及び記号混在必須（大文字小文字区別）> ※パスワードに設定できる記号は <a href="#">こちら</a> を参照。
氏名【必須】	<input type="text"/>	▲（全角20文字以内スペース不可）
氏名（フリガナ）【必須】	<input type="text"/>	▲（全角カタカナ20文字以内スペース不可）
郵便番号【必須】	<input type="text"/>	<半角数字> (例) 123-4567
住所【必須】	<input type="text"/>	▲（全角60文字以内） (例) 東京都千代田区大手町1-1-1
住所（フリガナ）	<input type="text"/>	▲（全角カタカナ150文字以内） (例) トウキョウトチヨダクオオデマチ1-1-1
職業	<input type="text"/>	
連絡先・電話番号【必須】	<input type="text"/>	<半角20文字以内> (例) 12-3456-7890 ※ハイフンを入力してください。
連絡先・FAX番号	<input type="text"/>	<半角20文字以内> (例) 12-3456-7890 ※ハイフンを入力してください。
メールアドレス【必須】	<input type="text"/> <input type="text"/>	<半角100文字以内> ▼確認のため、もう一度コピーせず直接入力してください。 <半角100文字以内>
メールの受信内容選択	<input type="checkbox"/> 全てのメールを受信（全ての項目がチェックされます。） <input type="checkbox"/> 受付のお知らせ <input type="checkbox"/> 補正通知発行のお知らせ <input type="checkbox"/> 法務局からのお知らせ <input type="checkbox"/> 公文書発行のお知らせ <input type="checkbox"/> 納付情報のお知らせ	
質問（キーワード）【必須】	<input type="text"/>	思い出の場所は？ パスワードを忘れた場合に使われるキーワードになります。
答え（キーワード）【必須】	<input type="text"/>	（全角40文字以内） パスワードを忘れた場合に使われるキーワードになります。

確認(次へ) 中止(トップページへ)

申請者情報入力を入力します。

以下の必須項目は必ず入力してください。

- ・申請者ID: 半角英数字で11文字以内。
- ・パスワード: 8文字以上20文字以内の半角英数字及び記号の組合せ。
- ・氏名・住所: 20文字以内の全角文字。
- ・氏名・住所(フリガナ): 20文字以内の全角カタカナ
- ・郵便番号、連絡先・電話番号及び連絡先・FAX番号: 半角数字。
- ・メールアドレス: 携帯電話のメールアドレスも可。
- ・質問(キーワード)と答え(キーワード): パスワードを忘れたときに使用します。

なお、入力に誤りがあると黄色でエラーが表示されます。

必要事項を記入の上、「確認(次へ)」をクリックし、申請内容を確認し登録完了です。

## 2 供託を申請する（初回の場合）

供託を申請する場合には、以下の手順により、申請者情報を作成し、供託所（法務局）へ送信します。



「登記・供託オンライン申請システム」トップページの「供託かんたん申請」をクリックします。



※登記情報検索サービスを過度に使用すること等によって、登記・供託オンライン申請システムの運用に支障を及ぼす又はそのおそれがあると認められた場合には、本サービスの使用を中断することがあります。

申請者ID、パスワードを入力し、「ログイン」をクリックします。

# 供託申請メニュー

手続名を選択してください。又は、「処理状況を確認する」ボタンをクリックしてください。

※ 会社・法人が供託かんたん申請により供託申請等を行うには、  
資格証明書を供託所の窓口で提出し、又は供託所に送付することが  
必要となりますので、御注意ください。

手続分類	手続名
供託書	<a href="#">供託（金銭）地代家賃弁済【かんたん】</a>
	<a href="#">供託（金銭）裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金【かんたん】</a>
	<a href="#">供託（金銭）営業保証【かんたん】</a>
	<a href="#">供託（金銭）給与債権執行【かんたん】</a>
	<a href="#">供託（金銭）その他【かんたん】</a>
	<a href="#">供託（振替国債）裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金【かんたん】</a>
	<a href="#">供託（振替国債）営業保証【かんたん】</a>
	<a href="#">供託（振替国債）その他【かんたん】</a>
取下書	<a href="#">取下書【かんたん】</a>

「供託（金銭）その他【かんたん】」をクリックします。  
※申請の内容によっては、別な書式を選択する場合があります。

Step1

申請書作成

Step2

納付情報入力

Step3

送信確認

Step4

送信完了

## Step 1-1 申請情報の入力

**供託書（金銭供託）その他**  
[地代家賃、営業保証、裁判上の保証以外の供託]

供託所の表示		<input type="text" value="供託所選択"/>
供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	<input type="text"/>
	氏名又は法人名	<input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>
	代表者（資格・氏名）又は	<input checked="" type="radio"/> 入力なし <input type="radio"/> 代表者 <input type="radio"/> 代理人 <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>

「供託所選択」をクリックします。

## 供託所選択

都道府県を選択後、表示された供託所一覧から供託所を選択してください。

**都道府県選択**

北海道地方

北海道

東北地方

宮城 ▶ 福島 ▶ 山形 ▶ 岩手 ▶ 秋田 ▶ 青森

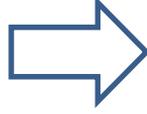
関東甲信越地方

東京 ▶ 神奈川 ▶ 埼玉 ▶ 千葉 ▶ 茨城 ▶ 栃木 ▶ 群馬 ▶ 静岡

山梨 ▶ 長野 ▶ 新潟

中部地方

愛知 ▶ 三重 ▶ 岐阜 ▶ 福井 ▶ 石川 ▶ 富山



**供託所選択**

▶ 供託所の管轄はインターネットから確認することができます。

供託所コード	供託所名
4503	旭川地方方法務局雄内支局
4514	旭川地方方法務局紋別支局
4600	釧路地方方法務局
4601	釧路地方方法務局帯広支局
4603	釧路地方方法務局北見支局
4604	釧路地方方法務局根室支局

申請先の供託所(法務局)を選択します。例えば「釧路地方方法務局」をクリックします。

※選挙供託の場合は、管轄はありませんが、供託した法務局に払渡し請求をしますので、利便のよい法務局を選択してください。ご不明な場合は、お問い合わせください。

供託所の表示		釧路地方方法務局	供託所選択
供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	北海道〇〇郡〇〇町西〇丁目〇番地	
	氏名又は法人名	甲野次郎	会社法人等番号(供託者) [ ] - [ ] - [ ] <a href="#">※資格証明書の手続きについて</a>
	代表者(資格・氏名)又は代理人(住所・氏名)	<input checked="" type="radio"/> 入力なし <input type="radio"/> 代表者 <input type="radio"/> 代理人	会社法人等番号(代理人) [ ] - [ ] - [ ] <a href="#">※資格証明書の手続きについて</a>
被供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	[ ]	
	氏名又は法人名	〇〇郡〇〇町	
法令条項	公職選挙法第92条第1項		
供託の原因たる事実	<p>④ 供託者は、令和〇年〇月〇日に行われる予定の〇〇郡〇〇町議会議員補欠選挙について、候補者として当該選挙の選挙長に立候補の届出をするため供託する。</p>		

①立候補者の住所・氏名を入力します。住所は、住民票記載のとおり、氏名は戸籍の記載のとおりに入力します。代理人が申請する場合は、「代理人」にチェックして、代理人の住所及び氏名を入力します。

※登録した申請者情報の内容が自動表示されますので、住民票と一致するように、必要に応じて修正を行ってください。

②市町村名を入力します。

③法令条項を入力します。

※法令条項が御不明な場合はお問い合わせください。

④供託の原因たる事実を入力します(上画像の例を参考に入力してください)。

⑤

供託金額	150000	円
<input type="checkbox"/> 供託により消滅すべき質権又は抵当権		
<input type="checkbox"/> 反対給付の内容		

⑤供託金額を入力します。

⑥  送付する添付書類あり

供託通知書の発送を請求する（この場合には、供託所宛てに、被供託者の住所氏名を記載した郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。）。

資格証明書を省略するため会社法人等番号を提示する。

会社法人等番号・複数入力用

複数の会社法人等番号を提示する場合は右側の入力欄に入力してください。  
 （複数の会社法人等番号を入力する番号には、1番号ごとに改行してください。）  
 ※入力方法 半角12桁で入力し、' '（ハイフン）は入れないでください。  
 （記載例）123456789010  
 また、会社法人等番号（供託者）欄・会社法人等番号（代理人）欄に入力した会社法人等番号は入力しないでください。

⑦  書面の供託書正本の窓口交付を請求する。  
 書面の供託書正本の送付(注)を請求する。

(注)書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、返信用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の送信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。

⑧ 官庁の名称 ○○町議会議員補欠選挙選挙長

備考

補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。

補正対象申請番号

(申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、補正対象となる申請番号(初回の申請番号)を入力してください。)

連絡先情報（申請者情報登録で登録された情報）

氏名	■■■■■■■■■■
連絡先電話番号	■■■■■■■■■■

次へ 戻る (供託申請メニュー)

⑥送付する添付書類がある場合は、「送付する添付書類あり」にチェックを入れます。

⑦「書面の供託書正本の送付(注)を請求する。」にチェックを入れる。

※書面の供託書正本の送付を請求する場合は、「余白に申請番号を付記した正本返信用封筒(宛名と切手を貼ったもの)」を供託所に送ってください。

※「到達通知を印刷したもの」を同封した場合には、封筒に申請番号の付記は不要となります。

⑧備考欄に「官庁の名称 ○○町議会議員補欠選挙選挙長」と入力します。②で入力した市町村名と一致します。

「次へ」をクリック

## Step 1-2 入力内容の確認

### 供託書（金銭供託）その他

[地代家賃、営業保証、裁判上の保証以外の供託]

供託所の表示		釧路地方事務局	
供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	北海道〇〇郡〇〇町西〇丁目〇番地	
	氏名又は法人名	甲野次郎	会社法人等番号（供託者） ※資格証明書の省略について
	代表者（資格・氏名）又は代理人（住所・氏名）		会社法人等番号（代理人） ※資格証明書の省略について
被供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地		
	氏名又は法人名	〇〇郡〇〇町	
法令条項	公職選挙法第92条第1項		
供託の原因たる事実	供託者は、令和〇年〇月〇日に行われる予定の〇〇郡〇〇町議会議員補欠選挙について、候補者として当該選挙の選挙長に立候補の届出をするため供託する。		
供託金額	150000円		

※住民票・戸籍の記載と一致しているかご確認ください。

<input type="checkbox"/> 送付する添付書面あり	
<input type="checkbox"/> 供託通知書の発送を請求する（この場合には、供託所宛てに、被供託者の住所氏名を記載した郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。）。	
<input type="checkbox"/> 資格証明書を省略するため会社法人等番号を提示する。 複数の会社法人等番号を提示する場合は右側の入力欄に入力してください。 （複数の会社法人等番号を入力する番号には、1番号ごとに改行してください。） ※入力方法 半角12桁で入力し、'（ハイフン）は入れないでください。 （記載例）123456789010 また、会社法人等番号（供託者）欄・会社法人等番号（代理人）欄に入力した会社法人等番号は入力しないでください。	会社法人等番号・複数入力用
<input type="checkbox"/> 書面の供託書正本の窓口交付を請求する。 ● 書面の供託書正本の送付(注)を請求する。 (注)書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、返信用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。	
備考	官庁の名称 〇〇町議会議員補欠選挙選挙長
<input type="checkbox"/> 補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。	補正対象申請番号： (申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、補正対象となる申請番号（初回の申請番号）を入力してください。)

連絡先情報

氏名	■■■■■■■■■■
連絡先電話番号	■■■■■■■■■■

確定

戻る（申請書作成）

入力内容を確認し、「確定」をクリックします。

電子納付に関する情報を確認してください。

氏名又は法人団体名（全角カナ24文字以内）

※電子納付を行う際に必要となります。

コウノジロウ

確定

戻る（申請書作成）

候補者名をカタカナで入力し、「確定」をクリックします。

※オンライン申請の場合は「電子納付」の方法による納付します。

申請データを送信します。修正したい場合は、「戻る」ボタンをクリックしてください。  
 ※「送信実行」ボタンをクリックした後は申請データの修正はできません。

【手続分類】	供託
【手続名】	供託（金銭）その他【かんたん】
【申請書様式】	供託書（金銭供託）（5）その他【かんたん】



申請情報に誤りがなければ、「送信実行」をクリックし、供託所へ申請を送信します。

送信された申請情報の入力内容のチェック等を行っています。

該当チェック等が終了次第、メールでお知らせします。  
 詳細は処理状況照会画面で確認してください。

**処理状況を確認する**

続けて申請される方は、右上のメニューから「供託申請」ボタンをクリックしてください。

申請情報の送信後、「処理状況を確認する」をクリックします。

確認する申請・請求の条件を入力してください

検索条件： 申請番号(完全一致)

処理状況確認番号(完全一致)

※「処理状況」や「納付状況」を更新するには、画面上部の「処理状況照会」ボタンをクリックしてください。  
 ※電子納付等に関する留意事項については、[こちら](#)をご確認ください。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報			供託
					到達通知	お知らせ	納付	再利用
<b>供託(金銭)その他【かんたん】</b>	20110928002393001	2011/09/28 11:53:23	審査中	未納付	<input type="button" value="到達通知"/>	<input type="button" value="お知らせ"/>	<input type="button" value="納付"/>	<input type="button" value="再利用"/>

[証明書請求メニューへ](#) [供託申請メニューへ](#)

申請情報を印刷する場合、該当事件をクリックして申請情報を表示させて右クリックにて、印刷してください。

「到達通知」をクリックし、到達通知の内容を確認します。

※「到達通知」が表示されるまで少々時間がかかります。



問い合わせを行う際にこの申請番号が必要となります。大切に保管してください。

以下の申請・請求に関して到達通知をご確認願います。

<申請・請求情報>	
申請番号	20110928002393001
申請者ID	■■■■■■■■■■
申請者名	■■■■■■■■■■
手続名	供託(金銭)その他【かんたん】
到達日時	2011年9月28日11時53分
処理状況確認番号	04414398659163518257
コメント	上記のとおり、登記・供託オンライン申請システムに申請データが登録されましたので、お知らせします。

[戻る \(処理状況照会\)](#)

到達通知の内容が表示されるので、画面内を右クリックして「印刷」をクリックし、印刷をします。

※ここで印刷したものを供託書正本を送付するための封筒とともに供託所（法務局）へ送付してください。委任状等の送付する添付書面がある場合は、同封して下さい。

確認する申請・請求の条件を入力してください

検索条件： 申請番号(完全一致)

処理状況確認番号(完全一致)

※「処理状況」や「納付状況」を更新するには、画面上部の「処理状況照会」ボタンをクリックしてください。  
 ※電子納付等に関する留意事項については、[こちら](#)をご確認ください。

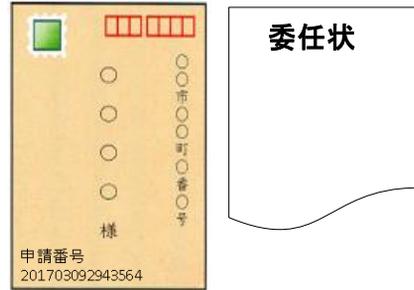
手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報			供託
					到達通知	お知らせ	納付	再利用
供託(金銭)その他【かんたん】	20110928002393001	2011/09/28 11:53:23	審査中	未納付	<input type="button" value="到達通知"/>	<input type="button" value="お知らせ"/>	<input type="button" value="納付"/>	<input type="button" value="再利用"/>

[証明書請求メニューへ](#) [供託申請メニューへ](#)

「お知らせ」ボタンが表示されましたら、「お知らせ」をクリックし、内容を確認します。  
**※お知らせボタンが表示されるまでにお時間がかかります。**

◎添付書面の送付に関する「お知らせ」の場合は、代理申請していますので、委任状を到達通知及び供託書正本を送付するための封筒とともに3日以内に到達するよう供託所(法務局)へ送付してください。確認後、「戻る(処理状況照会)」をクリックして戻ります。

**※添付書類は期限内に送付してください。**



◎補正に関する「お知らせ」の場合は、13ページ「4. 供託申請を補正する」をご確認ください。

◎取下に関する「お知らせ」の場合は、14ページ「5. 供託申請を取り下げる」をご確認ください。

会社代表者の資格証明書が供託所(法務局)に送付され、内容の審査が完了すると「お知らせ」と「納付」ボタンが表示されるので、「お知らせ」の内容を確認します。

その後、「納付」をクリックします。

<申請・請求情報>	
申請番号	20110928002393001
申請者ID	■■■■■■■■■■
申請者名	■■■■■■■■■■
手続名	供託(金銭)その他【かんたん】

▶インターネット(パソコン)又はページ等を利用して、電子納付の手続を行ってください。

発行日時	■■■■■■■■■■	インターネット/パソコンを利用して納付 <input type="button" value="電子納付"/> (金融機関種別選択画面にリンクします) 「電子納付」ボタンをクリックしても金融機関種別選択画面が表示されない場合は「ポップアップブロック機能の設定」をお試しください。
納付状況	未納付	
領収年月日		
収納機関番号	00100	※ページを利用してATM等で納付手続を実施する場合は左記の情報が必要となります。
納付番号	1317188279390116	
確認番号	288220	
納付額	150000円	
納付期間最終年月日	■■■■■■■■■■	

[戻る\(処理状況照会\)](#)

納付情報が表示されるので、内容を確認します。納付期限を確認の上、期限内に納付してください。期限内に納付しないと供託は失効します。

**※ページ対応のATMにて納付する場合は、「収納機関番号」等を使用するので、この画面を右クリックで印刷します。**

### 3 電子納付の方法

電子納付の方法は、ゆうちょ銀行などの「ペイジー対応のATMによる方法」と「ペイジー対応のインターネットバンキングによる方法」の2つがあります。

#### ①ペイジー対応のATMによる方法



ATM画面の「料金払込(ペイジー)」ボタンを押してください。



ATMの「ペイジー」ボタンを押して、画面の案内に従って  
**【収納機関番号】**  
**【納付番号】**  
**【確認番号】**  
 を入力し、納付してください。

#### ②ペイジー対応のインターネットバンキングによる方法

＜申請・請求情報＞	
申請番号	20110928002393001
申請者ID	■■■■■
申請者名	■■■■■
手続名	供託(金銭)その他【かんたん】

▶インターネットバンキング又はペイジー等を利用し、電子納付の手続きを行ってください。

1	発行日時	■■■■■	インターネットバンキングを利用して納付 <b>電子納付</b> (金融機関種別選択画面にリンクします)  「電子納付」ボタンをクリックしても金融機関種別選択画面が表示されない場合は <a href="#">「ポップアップブロック機能の認定」</a> をお試しください。  ※ペイジーを利用してATM等で納付手続を実施する場合は 左記の情報が必要となります。
	納付状況	未納付	
	領収年月日		
	収納機関番号	00100	
	納付番号	1317188279390116	
	確認番号	288220	
	納付額	150000円	
納付期間最終年月日	■■■■■		

戻る (処理状況照会)

上の画面において、「電子納付」をクリックすると、「e-Gov(イーガブ)」のホームページに接続されるので、画面の指示に従って、電子納付を行います。

入金後、供託所(法務局)で納付を確認次第、供託書正本を作成します。供託書正本は、お客様が送付した「正本の送付用封筒(切手の貼付をお願いします)」により、会社代表者の資格証明書とともに、お客様の元へ送付いたします。

## 4 供託申請を補正する

供託申請送信後に、申請内容に不備があった場合、供託所から補正の連絡が「お知らせ」に届きます。

確認する申請・請求の条件を入力してください

検索条件:	申請番号(完全一致)	<input type="text"/>	検索
	処理状況確認番号(完全一致)	<input type="text"/>	

※「処理状況」や「納付状況」を更新するには、画面上部の「処理状況照会」ボタンをクリックしてください。  
※電子納付等に関する留意事項については、[こちら](#)をご確認ください。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報			供託
					到達通知	お知らせ	納付	再利用
供託(金銭)その他【かんたん】	20110928002393001		審査中	未納付	到達通知	お知らせ	納付	再利用

[証明書請求メニューへ](#)

[供託申請メニューへ](#)

「お知らせ」をクリックして、補正すべき内容を確認します。

補正すべき内容を確認後、「再利用」をクリックし、指摘箇所を補正をします。

送付する添付書面あり

供託通知書の発送を請求する（この場合には、供託所宛てに、被供託者の住所氏名を記載した郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。）。

書面の供託書正本の窓口交付を請求する。  
 書面の供託書正本の送付(注)を請求する。  
(注)書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、返信用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。

備考

補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。

補正対象申請番号

(申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、補正対象となる申請番号(初回の申請番号)を入力してください。)

連絡先情報 (申請者情報登録で登録された情報)

氏名	
連絡先電話番号	

[次へ](#)

[戻る \(供託申請メニュー\)](#)

「補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。」のチェックボックスのチェックを入れ、「補正対象申請番号」に補正対象となる申請番号(初回の申請番号)を入力します。

「次へ」とクリックし、内容を確認の上、「送信実行」をクリックしてください。これで補正申請は完了です。

# 5 供託申請を取り下げる

## 供託申請メニュー

手続名を選択してください。又は、「処理状況を確認する」ボタンをクリックしてください。

※ 会社・法人が供託かんたん申請により供託申請等を行うには、資格証明書を供託所の窓口で提出し、又は供託所に送付することが必要となりますので、御注意ください。

手続分類	手続名
供託書	<a href="#">供託（金銭）地代家賃弁済【かんたん】</a>
	<a href="#">供託（金銭）裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金【かんたん】</a>
	<a href="#">供託（金銭）営業保証【かんたん】</a>
	<a href="#">供託（金銭）給与債権執行【かんたん】</a>
	<a href="#">供託（金銭）その他【かんたん】</a>
	<a href="#">供託（振替国債）裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金【かんたん】</a>
	<a href="#">供託（振替国債）営業保証【かんたん】</a>
	<a href="#">供託（振替国債）その他【かんたん】</a>
取下書	<a href="#">取下書【かんたん】</a>

「登記・供託オンライン申請システム」のトップページの「供託かんたん申請」をクリックし、ログイン後、「取下書【かんたん】」をクリック。

## 供託所選択

都道府県を選択後、表示された供託所一覧から供託所を選択してください。

都道府県選択
北海道地方
<a href="#">北海道</a>
東北地方
<a href="#">宮城</a> <a href="#">福島</a> <a href="#">山形</a> <a href="#">岩手</a> <a href="#">秋田</a> <a href="#">青森</a>
関東甲信越地方
<a href="#">東京</a> <a href="#">神奈川</a> <a href="#">埼玉</a> <a href="#">千葉</a> <a href="#">茨城</a> <a href="#">栃木</a> <a href="#">群馬</a> <a href="#">静岡</a>
<a href="#">山梨</a> <a href="#">長野</a> <a href="#">新潟</a>
中部地方
<a href="#">愛知</a> <a href="#">三重</a> <a href="#">岐阜</a> <a href="#">福井</a> <a href="#">石川</a> <a href="#">富山</a>

供託所選択	
▶ 供託所の情報はインターネットから確認することができます。	
供託所コード	供託所名
4401	<a href="#">函館地方方法務局江差支局</a>
4402	<a href="#">函館地方方法務局八雲支局</a>
4409	<a href="#">函館地方方法務局八雲出張所</a>
4500	<a href="#">旭川地方方法務局</a>
4501	<a href="#">旭川地方方法務局名寄支局</a>
4502	<a href="#">旭川地方方法務局留萌支局</a>
4503	<a href="#">旭川地方方法務局稚内支局</a>
4514	<a href="#">旭川地方方法務局紋別支局</a>
4600	<a href="#">釧路地方方法務局</a>

「供託所選択」をクリックし、申請を行った供託所（法務局）を選択します、ここでは、「北海道」→「釧路地方方法務局」をクリックします。



## Step 1-2 入力内容の確認

### 取下書

供託所の表示		釧路地方務局
申請者の 住所・氏名	住所又は 法人所在地	北海道〇〇郡〇〇町西〇丁目〇番地
	氏名又は法人名	甲野次郎
	代表者（資格・氏名） 又は 代理人（住所・氏名）	
取下する申請番号	20110928002393001	
取下する申請様式	供託書(金銭供託)その他	
取下理由	申請情報に不備があるため	
<input type="checkbox"/> 送付する添付書面あり		
備考		
<input type="checkbox"/> 補正のコメントを受領したので 補正申請として申請する。		補正対象申請番号： (申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、 補正対象となる申請番号(初回の申請番号)を入力してくだ さい。)
連絡先情報		
氏名	[REDACTED]	
連絡先電話番号	[REDACTED]	

確定

戻る（申請書作成）

入力内容を確認し、「確定」をクリックします。

申請データを送信します。修正したい場合は、「戻る」ボタンをクリックしてください。  
※「送信実行」ボタンをクリックした後は申請データの修正はできません。

【手続分類】 供託  
【手続名】 取下げ【かんたん】  
【申請書様式】 取下書【かんたん】

送信実行

戻る（申請書作成）

入力内容に誤りがなければ、「送信実行」をクリック。  
※送信実行以降は、申請データの修正ができませんのでご注意ください。

内容の審査が完了すると、処理状況が「手続終了」及び「取下完了」と表示されます。  
これで取下げの手続が完了です。

※返却書類がある場合は、切手を貼付した返信用の封筒を送ってください。

## 申請に困ったら…

申請方法や供託に関するお問い合わせについては、お近くの法務局へお問い合わせください。

〒085-8522 釧路市幸町10丁目3（釧路合同庁舎1階）  
釧路地方法務局供託課（TEL 0154-31-5016）

〒080-8510 帯広市東5条南9丁目1-1（帯広法務合同庁舎2階）  
釧路地方法務局帯広支局（TEL 0155-24-5823）

〒090-0017 北見市高砂町14-14  
釧路地方法務局北見支局（TEL 0157-23-6166）

〒087-0009 根室市弥栄町1丁目18（根室地方合同庁舎1階）  
釧路地方法務局根室支局（TEL 0153-23-4874）

## システムの操作に関するお問い合わせ

「登記・供託オンライン申請システム」の操作に関するお問い合わせについては、「登記・供託オンライン申請システム 操作サポートデスク」へお問い合わせください。

**電話によるお問い合わせ** 月曜日から金曜日まで8時30分から19時まで（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。）  
**050-3786-5797**

### メールフォームによる お問い合わせ

- ① 「FAQ(よくある質問)・お問い合わせ」画面から
- ② 「システムの操作に関するお問い合わせ」をクリック
- ③ 「メールフォームはこちら」をクリックし、指示に従い送信してください。